

宮崎労働局発表
平成26年5月2日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
監督課長 塚本 壽隆
主任監察監督官 中村 朝樹
(代表電話) 0985(38)8825
(直通電話) 0985(38)8834

平成25年の監督指導実施状況

～ 定期監督等を実施した事業場の3分の2で法違反～

宮崎労働局(局長 ^{きとう} 佐藤 ^{としひこ} 俊彦)は、平成25年に管内の労働基準監督署(宮崎,延岡,都城,日南の4署)が実施した定期監督等の実施結果を以下のとおり取りまとめた。

平成25年の宮崎労働局における監督指導実施状況

監督事業場数 1,160 件 違反事業場数 767 件 違反率 66.1%

業種別の違反率(高い順)

接客娯楽業(81.5%) 商業(78.0%) 運輸交通業(77.3%)

主要な違反内容(多い順)

労働基準法関係

労働時間(227件) 割増賃金(163件) 労働条件の明示(141件)

労働安全衛生法関係

安全基準(244件) 健康診断(175件) 安全衛生管理体制(119件)

司法処分状況

送検件数 16 件(労働基準法関係 8 件、労働安全衛生法関係 8 件)

(注) 全国の監督事業場数は 131,834 件、違反事業場数は 91,703 件で違反率は 69.6%

(注) 「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」及び「災害調査」で、具体的には、労働基準関係法令(労働基準法、労働安全衛生法など)に基づき、定期的又は労働災害の発生等の各種情報を契機として事業場に立ち入り、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主に対して、それを改善するよう行政指導や行政処分を行うものである。

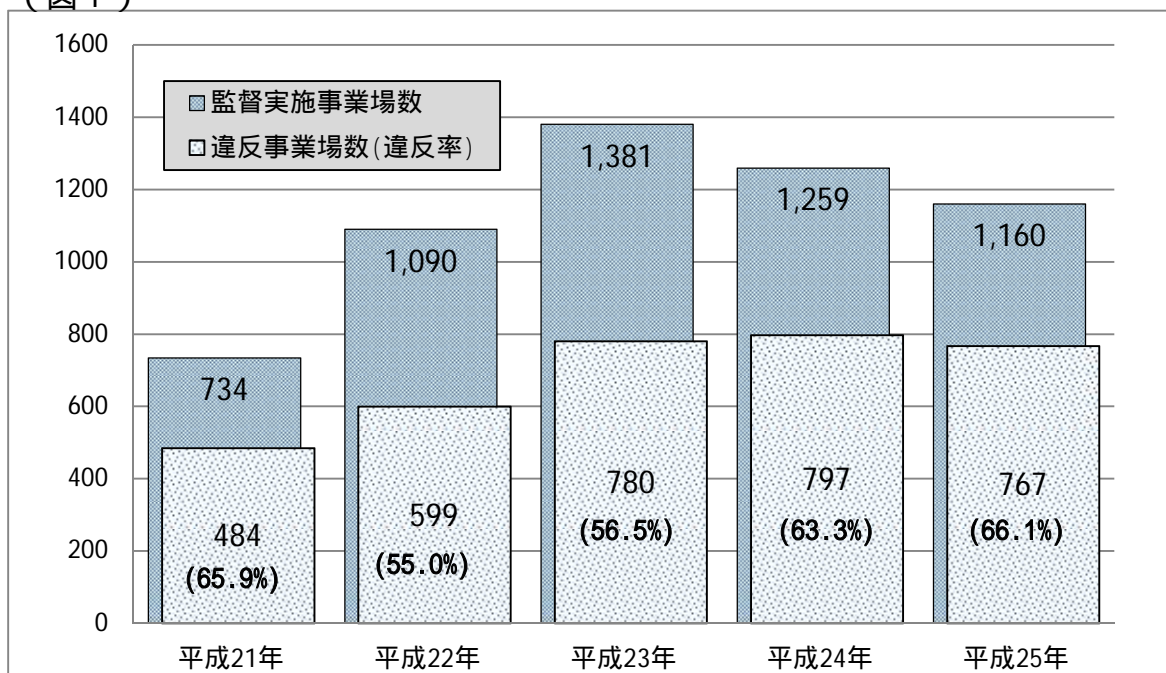
(注) 労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員(特別司法警察職員)として捜査を行い、検察庁に送致する(司法処分)。

1 定期監督等の実施状況

(1) 監督実施事業場、違反事業場の状況 (図1)

平成25年における定期監督等の実施件数は1,160件(前年比99件減)であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は767件(同30件減)、違反率は66.1%(同2.8ポイント増)であった。

(図1)



監督実施事業場を業種別にみると、

建設業	482件
製造業	244件
商業	127件

の順となっている。

また、違反率が高い業種(年間30件以上の監督を実施した業種に限る。以下同じ。)は、

接客娯楽業	81.5%
商業	78.0%
運輸交通業	77.3%

の順となっている。

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止命令などの行政処分を行った件数は、33件(前年比8件減)であった。

(注) 使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

(2) 主要な法違反事項の状況 (表 1)

(表 1)

業種	定期監督等実施事業場数	違反事業場数	違反率	労働基準法						最低賃金法	労働安全衛生法			
				労働条件の明示	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	最低賃金の効力	安全衛生管理体制	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	244	174	71.3%	43	78	3	42	15	15	9	49	38	17	68
建設業	482	270	56.0%	7	15	3	7	2	3	0	33	180	10	8
運輸交通業	44	34	77.3%	6	21	3	9	8	9	2	2	1	0	8
農林業	35	19	54.3%	2	1	0	1	1	0	5	1	10	3	3
商業	127	99	78.0%	27	40	4	36	12	10	1	8	8	9	33
金融広告業	9	8	88.9%	2	4	0	4	1	1	0	2	0	0	1
保健衛生業	95	71	74.7%	25	32	5	32	14	20	2	11	0	0	20
接客娯楽業	54	44	81.5%	15	20	3	22	11	11	2	6	2	0	17
清掃・と畜業	9	5	55.6%	1	3	0	1	0	1	2	2	0	0	2
上記以外の業種	61	43	70.5%	13	13	1	9	1	11	1	5	5	3	15
合計	1160	767	66.1%	141	227	22	163	65	81	24	119	244	42	175

違反状況は主要なものを抜粋しており、また、同一事業場で複数の違反が認められるケースもあり、違反事業場数と各違反項目の合計数とは一致しない。

2 司法処分の状況 (表 2)

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続を取るなど厳正に対応しており、平成 25 年には 16 件 (前年比 1 件減) の事件を宮崎地方検察庁に送致 (付) している。

事件の内訳としては、労働基準法違反被疑事件 8 件、労働安全衛生法違反被疑事件 8 件となっている。

(注) 労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員 (特別司法警察職員) として捜査を行い、検察庁に送致する (司法処分)。
 (注) 労働基準法違反には最低賃金法違反も含む。

(表 2)

平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
12 件	24 件	19 件	17 件	16 件

3 今後の指導方針

宮崎労働局及び労働基準監督署においては、安心、快適に働くことができる環境づくりを目指して、労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保などの対策を推進しているところである。

引き続き、法定労働条件の履行確保を図るため、的確な監督指導を実施するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処することとしている。